東弁往来

第42回　弁護士法人きぼう支所 柏崎きぼう法律事務所

新潟県弁護士会会員
長田 悠希（65期）

2012年12月 弁護士登録，東京弁護士会入会。同会で労働法制特別委員会に所属。
2014年4月 新潟県弁護士会に登録換え，現在に至る。

1. はじめに

私の赴任している当法人の柏崎支所は，2012年3月，日弁連の偏在対応の補助金や柏崎市の法律事務所開設に対する補助金を利用させていただいて山本悠一弁護士が開設しました（山本弁護士は東弁に復帰）。2014年4月，私が2代目の弁護士として柏崎に赴任し，1年半余りが経ちました。

現在，柏崎市内の弁護士は私を含め2人です。柏崎市の人口は9万人弱ですが，市内に弁護士が2人しかいないということもあり，個人・法人などの相談者の属性を問わず日々多種多様な事件の相談がありますし，柏崎市の各種委員としての活動など，たくさんのやりがいのある仕事を通じ，貴重な経験を積ませていただいています。

本稿では，1年半という短い間ではありますが，私の柏崎での体験の中から新潟県の家裁出張所問題と海の柏崎花火をご紹介したいと思います。

2. 家裁出張所問題

私の所属する新潟県弁護士会は，家裁出張所問題に取り組んでいます（ただし，この問題に関する以下の記述は私個人の意見であり，新潟県弁護士会や当法人とは無関係です）。家裁出張所問題とは，家裁出張所で，出張事件処理を含め審理は行われていないという問題のことです。

私の赴任した柏崎にも家裁出張所が設置されていますが，家事事件は全て隣の長岡市にある新潟家裁長岡支部が管轄しています。

では，柏崎の家裁出張所では何をしているかというと事件の受付のみです。しかし，受付のみ行う出張所があるだけでは，市民が司法にアクセスする環境として十分ではありません。

家事事件の性質上，高齢者や障害者の方々が家裁を利用する機会が多いと思われますが，こうした方々にとっては，1時間ほどかけて家裁支部まで行くこと自体が困難な場合もありますし，新潟県では冬季の積雪という事情が裁判所へのアクセスをより困難なものにしています。

柏崎の家裁出張所は，1990年5月，当時の柏崎支部を含む複数の地家裁支部が統廃合された際，支部の代わりとして設置されました。このとき，廃止支部管内の市民の裁判所へのアクセスに配慮して，新設出張所全20庁は，すべて，家事事件の受付及び裁判官又は調停委員会の判断で出張事件処理を取り扱うことができるとされました。しかしながら，柏崎の家裁出張所においては，当事者双方が柏崎在住であっても出張事件処理がなされた実績はありません。

全国的にみてもこのような家裁出張所の運用はまれです。全国の家裁出張所（全77庁）のうち，家事調停

柏崎簡裁

審判（出張事件処理を含む）を実施していない出張所は11庁のみです。そのうち4庁が新潟県内（村上，柏崎，南魚沼，糸魚川）の出張所で，1つの都道府県に家事調停審判（出張事件処理含む）を実施していない出張所が2庁以上あるのは，全国でも新潟県のみです。

また，上述の1990年の家裁支部の統廃合により支部に代わって新設された家裁出張所（全20庁）のうち，東京高裁管内の都道府県（全8庁）に限れば，新潟県以外の新設出張所では全て出張事件処理が実施されています。

市民の高齢化に伴い，今後ますます家裁の果たす役割は増していくと思われます。市民に利用しやすい司法の実現のために，柏崎の家裁出張所において出張事件処理を行うことの必要性を関係各所に訴求していきたいと思っていますが，私自身このような問題があること自体，赴任して初めて知りましたので，地方特有の問題の一つとしてご紹介させていただきました。

3. 柏崎花火について

さて，突然柔らかい話になりますが，柏崎と聞いて何か思い浮かぶものがあるでしょうか。正直何も思い浮かばないという方も多いと思います。私は東日本大震災が起きた関係で，柏崎刈羽というところにも原子力発電所があるということを知ったくらいで，その他のことは何も知らない町でした。柏崎・刈羽はそれぞれ柏崎市と刈羽村という別々の自治体であるということは弁護士になってから知りました。

そんな私ですが，東弁の会員のみなさまに是非ともお勧めしたい柏崎のイベントがあります。それは，花火大会です。今ほど自身の文章力の低さを嘆いたことはありませんが，まさに筆舌に尽くしがたいものがあります。

新潟には越後三大花火として，川の長岡，山の片貝，海の柏崎というものがあります。この中でも長岡の花火大会は規模として1番大きく，相応に有名だと思うのですが，柏崎の花火大会の特色はなんと言っても「近い」ということです。

打ち上がる度に腹に「ドンッ」と響く花火は，都内ではもちろん長岡でも体験できない迫力です。また，柏崎の花火のもう一つの特色は，海に打ち込む花火です。火薬を海に打ち込んでなぜきちんと上がるのか詳しいことはわかりませんが，海面から水柱とともに半円状に広がる花火の迫力も他の花火大会ではなかなか体験できないものではないかと思います。

松雲山荘

柏崎の花火大会は毎年7月26日です。来年の7月26日は火曜日ですので良い日程とは言えませんが，夏季休業中のご予定の候補として頭の片隅に入れていただければ幸いです。なお，この時期は，岩牡蠣が旬の季節でもあります。岩牡蠣の他にも『のどぐろ』など海産物に恵まれていますので新潟の地酒とともにご賞味いただければ，「また来たい」と思っていただけると確信しています。

4. これから地方に赴任される会員の方へ

弁護士に相談するということは市民にとってはハードルが高く，特に地方においてはその傾向が強いと思います。そのため関係機関等と連携して事件に取り組むことが重要だと言われていますし，私もその通りだと思います。

ただ，関係機関等を通じ弁護士の相談に至るケースというのは，往々にして法的課題以外にも複数の課題を抱えていて，困難な事件であることが多く，自身の経験不足に悩みは絶えません。当たり前のことですが他の専門職と連携するためには，弁護士としての専門性プラス連携しようとする分野についての一定の知見が必要です。

短い養成期間に弁護士としての専門性に加え他の分野の知見を深めるには限界があります。結局は，1つの事件を真摯に取り組む中で，関係する分野の知見を深めたり，隣接分野の専門家に助言を求めたりして研鑽を積むほかないように思います。自戒の意味も込めてですが，「連携」ということに惑わされず，養成期間中の事件に一生懸命取り組まれてください。

5. さいごに

最後になりましたが，私が地方に赴任して，様々な経験ができ，そして少し偉そうなことを言えるのも東弁や日弁連での委員会や会派の活動，各種研修会等に参加し得られた経験があってこそのことです。養成中にお世話になった会員の方々にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。